

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)														(環境省 7 - ⑨)			
施策名	目標 3－3 水環境の保全(海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。)										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 環境創造室 水道水質・衛生管理室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。加えて安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて水道法に基づく水質基準の逐次見直し等を行う。また、被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 8年 9月			
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。このほか、安全な水道水の供給が行えるよう、適切な水道水質基準の設定等を行う。被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全					
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 水循環基本計画(令和6年8月30日閣議決定) 第2部 10 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 瀬戸内海環境保全基本計画第3の1等(令和4年2月25日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針第1等(令和元年5月31日閣議決定) 第4期海洋基本計画第2部の3等(令和5年4月28日閣議決定) 総合モニタリング計画(2011年8月モニタリング調整会議決定、2025年3月改定)																
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度						
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	—	—	100	—	— 99.1	— 99	— 99.1	— 集計中	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	△				
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)(河川)	—	—	100	—	— 92.4	— 93.8	— 93.9	— 集計中	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	△				
3 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)(湖沼)	—	—	100	—	— 50.3	— 52.6	— 50.8	— 集計中	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	×				
4 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)(海域)	—	—	100	—	— 79.8	— 80.8	— 78.2	— 集計中	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	×				
5 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)【全体】	—	—	100	—	— 87.8	— 89.2	— 88.6	— 集計中	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	×				
6 地下水における水質環境基準の達成率(%)	—	—	100	—	— 94.7	— 94.9	— 94.4	— 集計中	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したものの。	△				

	7	閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)	—	—	100	—	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質安全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。	×
	8	地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したもの。	×
							80	82.8	88.9	集計中	—	—	—		
	9	水道水質基準適合率(%)	—	H16	100	—	—	—	—	—	—	—	水道法第4条に基づく水質基準は、「水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件」として定められたものであり、安全な水道水を継続的に供給するうえで、水道水の水質の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したもの。	△	
							99	99.1	集計中	集計中	—	—			—
	10	公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	—	—	3145回	—	3145	3145	3145	3145	—	—	—	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	○
							3144	3144	3144	3145	—	—	—		
11	地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	—	—	208回	—	919	915	909	208	—	—	—	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	△	
						909	878	854	200	—	—	—			
12	被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数(回)	—	—	120回	—	144	144	144	120	—	—	—	被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	○	
						144	144	144	120	—	—	—			
13	ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数(回)	—	—	408回	—	302	492	492	408	—	—	—	国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	△	
						302	492	432	407	—	—	—			

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
14	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	0	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。	○
15	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	—	水循環基本計画等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。	○

	価 結 果		【施策】 ○測定指標1～5. 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目、生活環境項目BOD/COD)(%) ○測定指標6. 地下水質における水質環境基準の達成率(%) ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。 ・底層溶存酸素量(平成28年3月 水質環境基準に追加)について、引き続き湖沼・海域での水域類型の指定を進めるとともに、基準の達成期間を検討する。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ○測定指標7. 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%) ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。 ・底層溶存酸素量(平成28年3月 水質環境基準に追加)について、引き続き湖沼・海域での水域類型の指定を進めるとともに、基準の達成期間を検討する。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・閉鎖性海域における水質環境基準の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。 ○測定指標8.地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合は、近年改善の傾向にある。今後は地盤沈下を抑制しつつ、脱炭素社会の実現に向け、地下水熱利用等を進める施策について検討する必要がある。 ○測定指標9. 水道水質基準適合率(%) ・水道水質基準適合率は安全で良質な水道水を供給するため、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。 ○測定指標10,11,12,13,16.引き続き、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資することを目的として、公共用水域、地下水、海域における放射性物質のモニタリングの目標回数を達成し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積する。 ○測定指標14. 引き続き目標達成に向け、海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上ででの処理の推進を進める。 ○測定指標15. 引き続き国際的な水環境問題の解決に向け、アジア地域等における水環境ガバナンスの強化や我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進する。 ○測定指標17. 引き続き海洋環境保全のため、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供する。	
	次期目標等 への 反映の方向 性		【測定指標】 ○湖沼及び海域におけるCODについては、流入負荷以外の要因によるところが大きく、水域の有機汚濁の状態を評価する指標として適切に機能しない場合がある。この点を踏まえ、CODに係る測定指標を整理することとし、具体的には、令和8年度から測定指標2(河川)、3(湖沼)、4(海域)は削除し、測定指標5(全体)のみとする。 ○測定指標14 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分は、平成29年度以降許可実績がなく、行われていないと考えられる。そのため、指標14を廃し、代わりに現在の海洋環境の状況をより適切に把握できる、「海洋環境モニタリングによって把握された、廃棄物の海洋投入処分を由来とした汚染の可能性のある地点数」を令和8年度からの測定指標とする。 ○令和8年度から、海域のCCS事業が海洋環境に悪影響を及ぼすことなく安全に行われることを目標に、「CCSベースラインモニタリング実施箇所数」を測定指標として追加する。 ○測定指標16 着実な データ蓄積と地域別の課題の分析を進め、モニタリング結果の自治体へのフィードバックを行う。 上記以外の測定指標について、適切に測定できていることから変更しない。	
	学識経験を有する者の 知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> ・中央環境審議会水道水質・衛生管理小委員会において水道水におけるPFOS・PFOAの水質基準等の見直しについて審議され、令和7年5月8日に答申がなされた。 ・中央環境審議会 水環境・土壌農業部会「水道水質・衛生管理小委員会」及び「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会」(合同開催)において、河川・地下水等におけるPFOS・PFOAの指針値(暫定)の見直しについて審議され、 令和7年5月8日に答申がなされた。 ・中央環境審議会水環境・土壌農業部会生活環境の保全に関する水環境小委員会において、国が類型指定を行うこととされている水域のうち、相模ダム貯水池(相模湖)、城山ダム貯水池(津久井湖)及び土師ダム貯水池(八千代湖)における環境基準の類型指定及び暫定目標の見直しについて審議され、令和7年9月12日に答申がなされた。 ・公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定、見直し等について適切な科学的判断を加えて検討を行い、要調査項目についてアクリロニトリル等15項目の追加について令和7年9月29日に通知した。 ・中央環境審議会水環境・土壌農業部会において、「第10次水質総量削減の在り方について」が審議され、令和8年5月に答申された。 ・水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会等において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。 ・有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・地方公共団体における海洋ごみの回収・処理事業や発生抑制対策を支援するとともに、日本の海岸及び周辺海域における海洋ごみの現状やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの実態を把握するための調査等を行い、科学的知見の蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 ・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に係る海域のモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る放射性物質の海域環境モニタリング等を実施し、環境中の放射性物質の状況等基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・プラスチック・スマートでは、令和7年度末までに3,700件超の取組を各主体から登録いただき、つくる側、つかう側双方の幅広い関係者が一つの旗印の下で不必要な使い捨てプラスチックの使用削減や、代替素材への転換を促進することに貢献した。また、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業では、モデル自治体を6自治体選定し、企業等と連携した取組を支援した。加えて、日本企業が有するマイクロプラスチック対策に資する先進的な技術・取組を「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」第3版として19例を掲載し、国内外に発信することで、海洋へのプラスチックの流出抑制に寄与した。さらに、代替素材への転換に関しては、脱炭素型循環経済システム構築促進事業(うち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業)(マイクロプラスチックによる汚染防止のための化石資源由来素材からの代替)等を実施し、2件の取組を支援した。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。 ・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る公共用水域、地下水における放射性物質等のモニタリングを実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	○公共用水域水質測定結果(環境省) ○地下水質測定結果(環境省) ○全国の地盤沈下地域の概況(環境省) ○水道統計(日本水道協会) ○福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング結果(環境省) ○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査(環境省) ○ALPS処理水に係る海域モニタリング情報(環境省)		

令和7年度事前分析表及び政策評価書_目標 3－3 別紙

測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						
			基準年度		目標年度	年度ごとの実績値						
						R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度
	瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	毎年度	－	－	－	－	－	－	－
						75.7 96.5	79.1 96.5	81.1 96.5	集計中	－	－	－
	大阪湾における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	毎年度	－	－	－	－	－	－	－
						66.7 100	66.7 100	66.7 100	集計中	－	－	－
	東京湾における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	毎年度	－	－	－	－	－	－	－
						68.4 100	68.4 83.3	68.4 100	集計中	－	－	－
	伊勢湾における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100 100	毎年度	－	－	－	－	－	－	－
						50.0 85.7	50 85.7	56.3 85.7	集計中	－	－	－
	赤潮の発生件数[件] （瀬戸内海/有明海/八代海）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
						59/45/17	85/41/9	78/28/12	集計中	－	－	－